



第三次 国分寺市 就労支援 プラン

令和7年(2025年)

3月

国分寺市





第三次国分寺市就労支援プラン



目 次

第1章 国分寺市就労支援プランの概要.....	1
1. 国分寺市就労支援プランの目的と意義	1
2. プランの期間.....	2
3. 就労困難者の定義.....	2
4. プランの役割分担.....	3
(1) 本市の役割.....	3
(2) 国及び都に期待される主な役割	3
第2章 雇用・就労の現状.....	4
1. 雇用・就労を取り巻く環境	4
(1) 人口の推移	4
(2) 有効求人倍率と完全失業率の推移.....	6
(3) 労働力状態	6
(4) 就業率の推移	7
2. 就労困難者を取り巻く状況	8
(1) 障害者	8
(2) 子育て中の保護者	11
(3) ひとり親家庭の保護者	11
(4) 生活保護措置状況	12
(5) 生活困窮者自立支援事業利用者	13
(6) 産業別事業所数	13
第3章 基本理念・基本方針	14
1. 基本理念	14
2. 基本方針	14
3. 施策の体系と取組.....	15
《基本方針1》 就労に向けた不安・悩みを解消するために	15
《基本方針2》 就労の場の確保と多様な人材が活躍するために	16
《基本方針3》 職場環境を改善するために	18

4. 庁内・地域連携	18
5. 施策の全体体系図	19
第4章 就労支援施策	20
基本方針1 就労に向けた不安・悩みを解消するために	20
展開（1） 情報提供・就労相談	20
基本方針2 就労の場の確保と多様な人材が活躍するために	22
展開（1） 就労機会の確保	22
展開（2） 能力開発訓練・啓発	25
展開（3） 地域での創業・就職支援	29
基本方針3 職場環境を改善するために	30
展開（1） 働き方改革の推進及び職場環境の整備支援	30
第5章 推進体制	32
1. プランの推進体制	32
資料編	33
1. 庁内・地域連携	33
2. 策定の経過	34
3. 国分寺市就労支援プラン見直し検討委員会	35
4. 国分寺市就労支援推進委員会	37



第1章 国分寺市就労支援プランの概要

1. 国分寺市就労支援プランの目的と意義

平成30年に改正された労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第5条において、「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、労働に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。」とされ、地方自治体は国の施策と連携し、地域の実情に即した労働に関する施策の推進に努めることと規定されています。

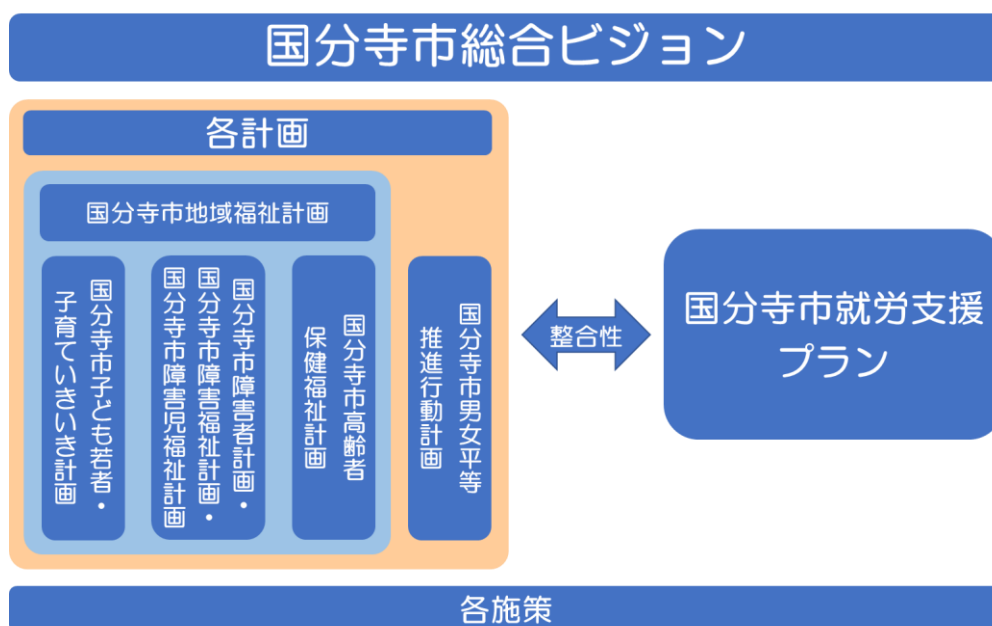
本市では、平成19年に「就労困難者への就労支援の方針」を定め、平成22年に方針に基づき「国分寺市就労支援方針実施計画」を策定し、就労支援に関わる様々な施策について、全庁的な取組を進めてきました。その後、平成27年に「就労困難者への就労支援の方針」及び「国分寺市就労支援方針実施計画」を改定・統合した「国分寺市就労支援プラン」を策定し、令和3年には、取組の進展や情勢の変化を踏まえた「第二次国分寺市就労支援プラン」を策定しました。

我が国においては、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少に直面する中で、就労機会の拡大や、一人一人の意欲・能力を存分に発揮できる労働環境の整備が重要な課題となっています。

この課題の解決のために、働く方が置かれている個々の事情に応じた多様な働き方や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働き方改革の取組が進められています。一方、働く意欲がありながら様々な要因によって就労が困難な状況にある方に対しては、その多様なニーズに沿った支援の実施が重要です。

本市においては、市の最上位計画である第2次国分寺市総合ビジョン及び各分野の個別計画との整合性を図った上で、これまでの取組を一層充実させるとともに、新たな課題の克服に向けた連携を庁内で深めながら、引き続き就労困難者への就労支援を推進していきます。





2. プランの期間

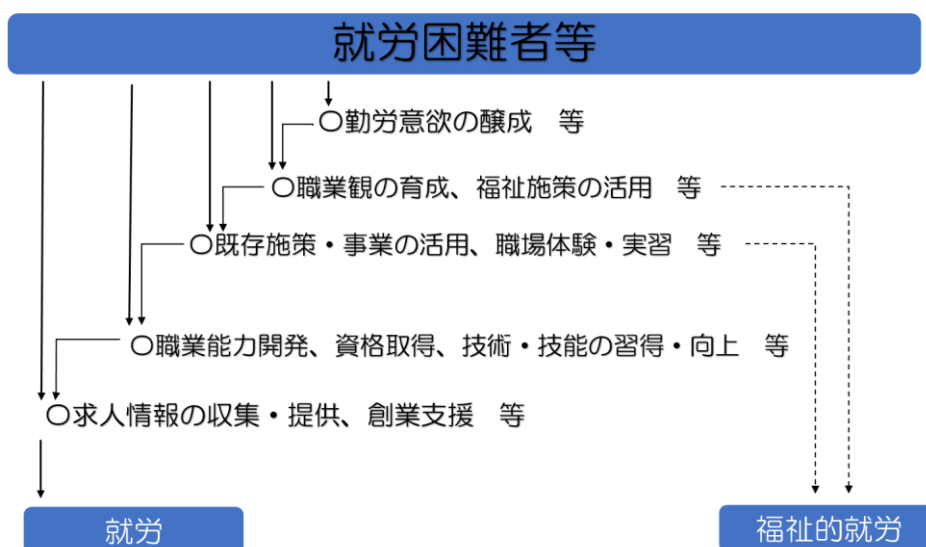
本プランの期間は、令和7年度から令和10年度までの4か年とします。

3. 就労困難者の定義

本プランで定義する就労困難者とは、働く意欲がありながら様々な要因によって就労できないでいる人のほか、複合的な問題を抱えて自立に困難を有する人など、次のような属性の人とします。

- 1 心身の障害（身体障害・知的障害・精神障害・難病）があり働くことが困難な状況におかれている人
- 2 子育てなどの理由により働くことが困難な状況におかれている保護者
- 3 職業に関する資格等が無いなどの理由により働くことが困難な状況におかれているひとり親家庭の保護者
- 4 年齢を理由に希望する職種に就くことが困難な人
- 5 その他の就労困難な人
 - ・健康や家族の介護などのため、働く条件が合わない、又は働くことが困難な状況にある人
 - ・希望する就職ができず、不本意ながら不安定な仕事に就いている、又は無業の状態にある人 など

就労阻害要因の解消に計画的・段階的に取り組んでいきます



4. プランの役割分担

就労困難者の就労を支援するため、本市をはじめ、国や都などと連携・協力しながら、それぞれの役割を持って取り組みます。

(1) 本市の役割

- ①地域の雇用創出（創業支援事業における創業塾・個別相談会の実施など）
- ②就労支援情報の提供（市報、市ホームページ、リーフレットによる情報発信など）
- ③就労困難者への就労支援（障害者雇用の推進、子育て中の方やひとり親家庭の保護者への就労支援及び環境整備、生活保護・生活困窮者への就労支援、高齢者への雇用機会の拡大など）
- ④事業主としての就労支援（市役所職場体験、インターンシップの実施、幅広い世代に向けた職員採用試験応募機会の確保など）
- ⑤職場環境の改善に関する情報提供（ワーク・ライフ・バランス、働き方改革の推進など）

(2) 国及び都に期待される主な役割

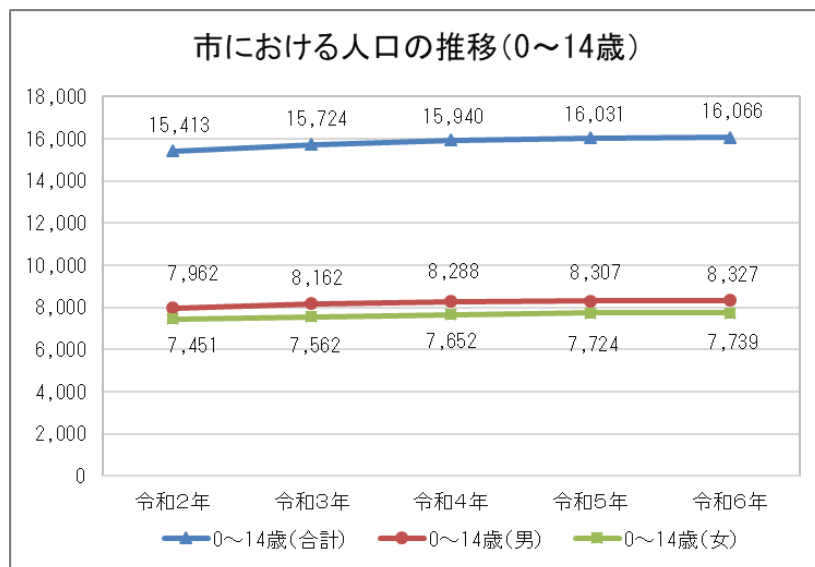
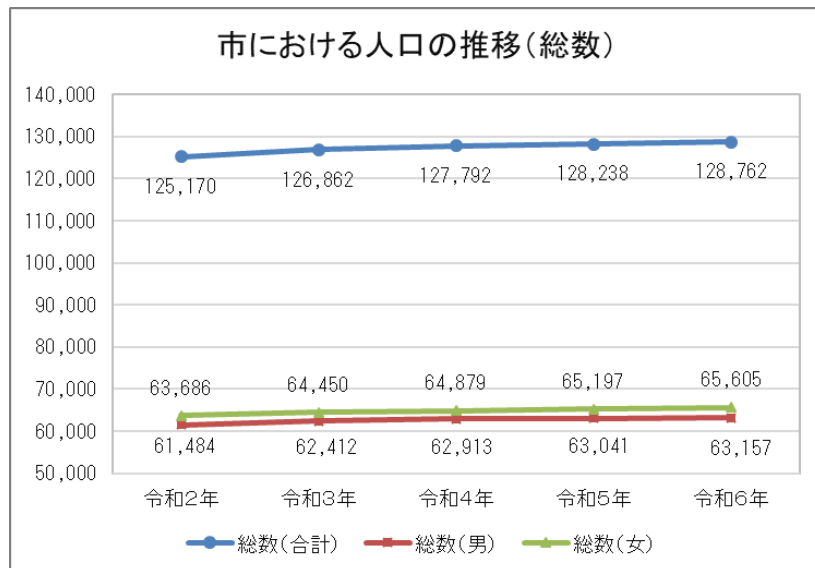
- ①全国ネットワークによる職業相談・紹介、雇用保険制度の運営、雇用対策
- ②公共職業訓練の企画・運営、ワーク・ライフ・バランスの推進、中小企業振興等の産業振興施策、福祉、教育分野での施策立案
- ③生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じた就労促進
（労働時間の短縮・労働者の希望に応じた多様な形態で就労する機会の確保など）
- ④雇用（働き方）の基本原則（無期、直接、フルタイム）の実現
（不安定な雇用状態の是正を図るため正規労働者として雇用される環境整備など）

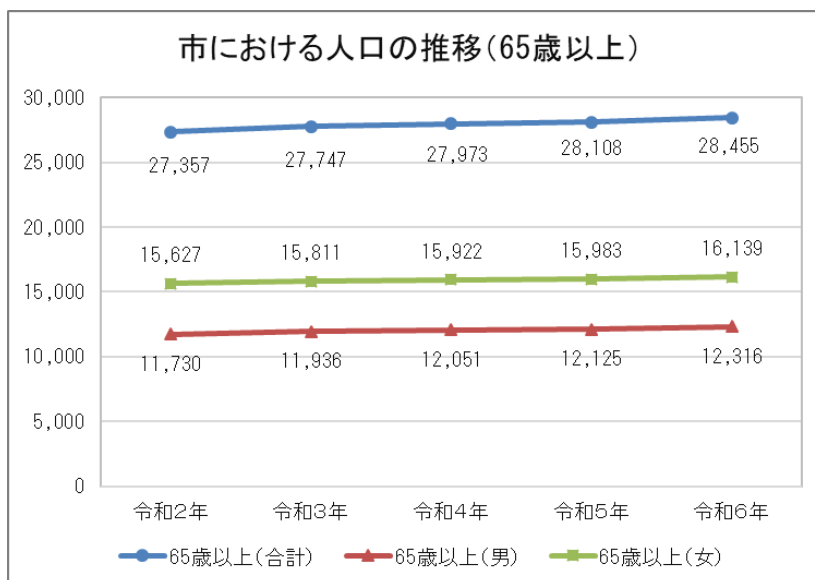
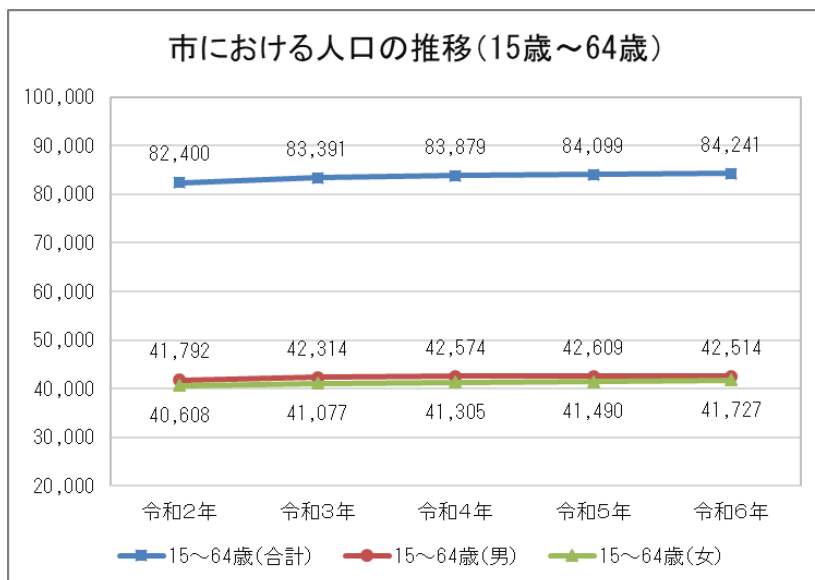
第2章 雇用・就労の現状

1. 雇用・就労を取り巻く環境

(1) 人口の推移

市の人口は、総数では増加傾向で推移しています。世代別に見ると、いずれもおむね増加傾向となっており、また、男女ともに増加傾向で推移しています。

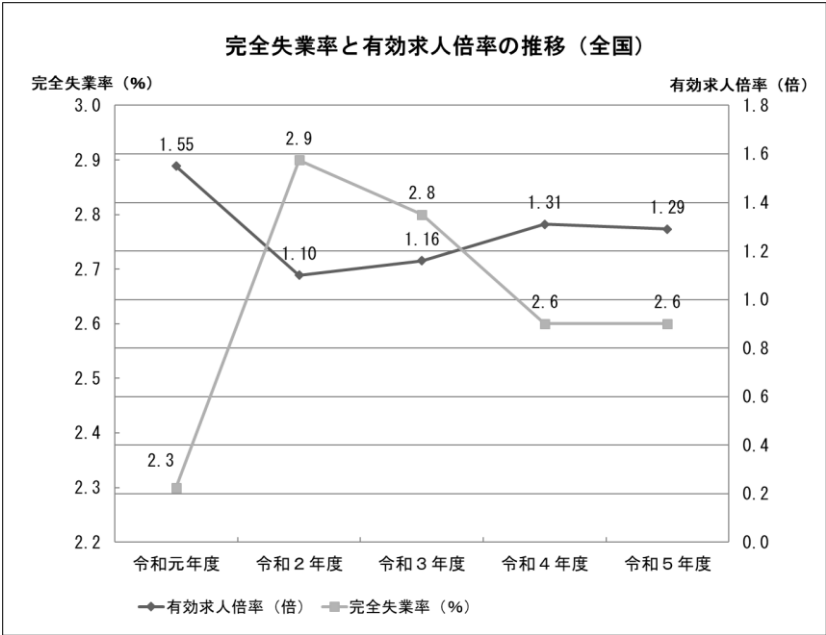




(資料：市民課より 各年1月1日現在)

(2) 有効求人倍率と完全失業率の推移

求職者（仕事を探している人）一人に対してどのくらいの求人があるのかを示した有効求人倍率の全国数値は、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、有効求人倍率が低下し、完全失業率が上昇しました。その後、社会経済活動が徐々に活発化し、令和4年度は前年に続き新規求人が増加傾向で推移した結果、有効求人倍率が上昇し、完全失業率は2.6%となりましたが、令和5年度は感染拡大前の水準には回復していません。



（資料：完全失業率は総務省「労働力調査」、有効求人倍率は厚生労働省「一般職業紹介状況」）

(3) 労働力状態

市における労働力状態は、人口の推移を見ると15歳以上の人口は増加傾向にあるものの、労働力総数・就業者総数ともに一時減少した後、横ばいで推移しており、休業者が増加していることが分かります。休業者とは、給料や賃金の支払いを受けている人又は受けることになっている人が仕事をしていない状態を指し、育児（介護）休業期間中の人、職場から給料・賃金をもらうことになっている場合は休業者となります。

市における労働力状態及び15歳以上の人口

単位：人

		15歳以上の人口	労働力							非労働力
			総 数	就業者					完 全失業者	
				総 数	主に仕事	家事のほか仕事	通学のかたわら仕事	休業者		
総数	平成22年	105,338	58,485	55,100	45,352	6,819	2,047	882	3,385	37,648
	平成27年	106,211	56,463	54,565	43,912	7,398	2,017	1,238	1,898	35,182
	令和2年	108,615	56,873	54,775	44,547	6,787	1,876	1,565	2,098	31,520

※15歳以上人口は、労働力状態「不詳」を含む。平成27年度より就業者の男女別数値なし。

（資料：国勢調査）

(4) 就業率の推移

市における男女別15歳以上人口の就業率を見ると、男性の年代別就業率のグラフでは25歳～64歳を上辺とした台形に近い形を示す一方、女性の年代別就業率のグラフではM字型カーブを示しており、30歳～44歳の子育て世代の就業率が低くなり、その後年齢を重ねるにつれ就業率が上昇していることが分かります。

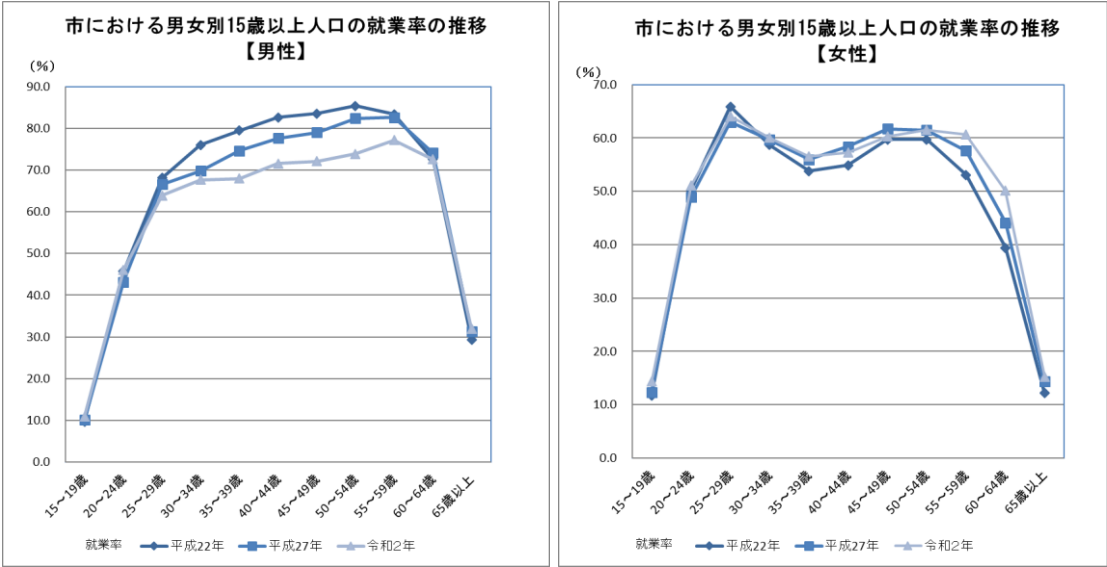
また、65歳以上の人口が増加傾向であるものの、就業率は微増となっており、就業していない高齢者が増加傾向であることが分かります。

市における男女別15歳以上人口の就業率の推移

【男性】		単位：％										
	年	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
就業率	平成22年	9.7	45.7	68.1	76.0	79.5	82.6	83.5	85.4	83.4	72.6	29.4
	平成27年	10.1	43.2	66.6	69.8	74.6	77.6	79.0	82.4	82.6	74.1	31.3
	令和2年	10.9	46.1	63.9	67.7	68.0	71.5	72.1	73.9	77.1	72.6	31.9

【女性】		単位：％										
	年	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
就業率	平成22年	11.7	50.2	65.9	58.7	53.8	54.9	59.7	59.7	53.1	39.4	12.2
	平成27年	12.3	48.9	63.0	59.7	56.0	58.4	61.7	61.5	57.6	44.1	14.3
	令和2年	14.4	51.1	64.0	60.1	56.5	57.3	60.3	61.5	60.7	50.1	15.2

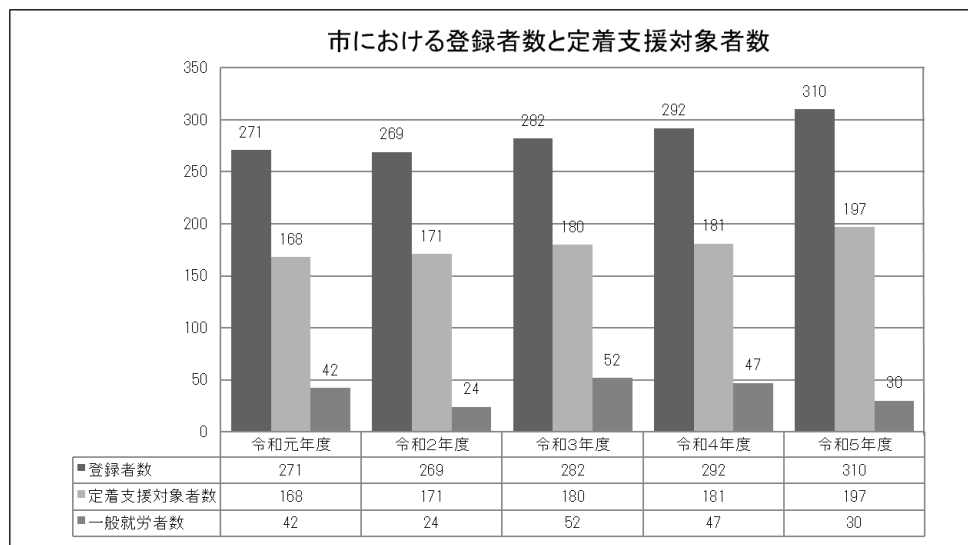
(資料：国勢調査)



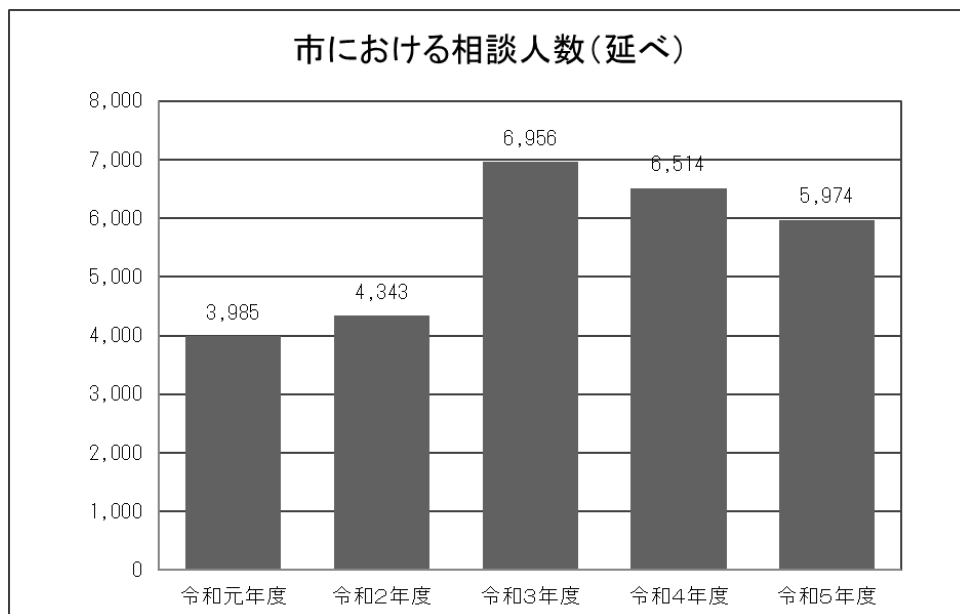
2. 就労困難者を取り巻く状況

(1) 障害者

市における障害者就労支援センターの登録者数、定着支援対象者数を見ると、ともに増加傾向にあります。また、市における障害者就労支援センターの相談延べ人数は、令和3年度に大きく伸びた後、減少傾向となっています。



(資料：障害福祉課より 各年度3月31日現在)



(資料：障害福祉課より 各年度3月31日現在)

市における身体障害者手帳保持状況は、肢体不自由による交付が全体の約44％を占め、推移については増減があるもののおおむね横ばい傾向となっています。また、愛の手帳（知的障害の方に交付）保持状況を見ると、増加傾向で推移しています。

市における身体障害者手帳保持状況

単位：人

年度	総数	視覚	聴覚	肢体	言語	内部
令和元年度	2,826	158	301	1,346	62	959
令和2年度	2,778	152	302	1,303	64	957
令和3年度	2,825	153	318	1,281	69	1,004
令和4年度	2,787	156	316	1,228	67	1,020
令和5年度	2,788	160	318	1,192	56	1,062

(資料：障害福祉課より 各年度3月31日時点)

市における愛の手帳保持状況

単位：人

年度	総数
令和元年度	803
令和2年度	833
令和3年度	858
令和4年度	884
令和5年度	895

(資料：障害福祉課より 各年度3月31日時点)

市における「精神障害者保健福祉手帳交付件数」及び医療費の自己負担額を軽減する「自立支援医療（精神通院医療）承認件数」は、令和2年度に減少した後、増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症のまん延による影響と推測されます。

市における精神障害者保健福祉手帳交付件数

平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
576	619	577	741	714

（資料：福祉・衛生 統計年報 平成30～令和4年度）

市における自立支援医療（精神通院医療）承認件数

平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2,136	2,266	1,352	2,486	2,773

（資料：福祉・衛生 統計年報等 平成30～令和4年度）

市における特殊疾病（難病等）認定患者数については、おおむね増加傾向にあります。

市における特殊疾病認定患者数

単位：人

年度	総数
平成30年度	1,057
令和元年度	1,109
令和2年度	1,206
令和3年度	1,213
令和4年度	1,217

（資料：福祉・衛生 統計年報 平成30～令和4年度）

(2) 子育て中の保護者

市における保育所の定員数及び入所理由状況を見ると、入所数が増加しており、その理由も労働によるものが約95%を占めています。

市における保育所の定員数及び入所理由状況

単位：人

			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
定員数			2, 937	3, 095	3, 383	3, 506	3, 506
待機児童数			125	94	48	25	38
保護者の状況 （入所理由）	居宅外労働	常勤	1, 633	2, 144	2, 300	2, 365	2, 392
		その他	805	445	477	491	496
	居宅内労働	自営	164	160	159	165	182
		内職	1	2	3	2	4
	労働による入所理由の計		2, 603	2, 751	2, 939	3, 023	3, 074
	出産・疾病 身障・看護		69	69	64	68	67
	その他		82	101	104	94	114
	合計			2, 754	2, 921	3, 107	3, 185

※保護者とは、主に保育にあたる者＝主に母親。ひとり親の場合は、父親、母親のどちらかとなる。

(資料：保育幼稚園課より 各年度4月1日現在)

(3) ひとり親家庭の保護者

市における母子及び父子世帯数の推移を見ると、全世帯数は増加傾向で推移していますが、母子及び父子世帯は減少傾向で推移しています。

市における母子及び父子世帯数

	全世帯		母子世帯		父子世帯	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
平成22年	57,687	100.0%	373	0.6%	51	0.1%
平成27年	59,089	100.0%	380	0.6%	45	0.1%
令和2年	63,916	100.0%	317	0.5%	46	0.1%

※母子世帯又は父子世帯とは、未婚、死別並びに離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

(資料：国勢調査)

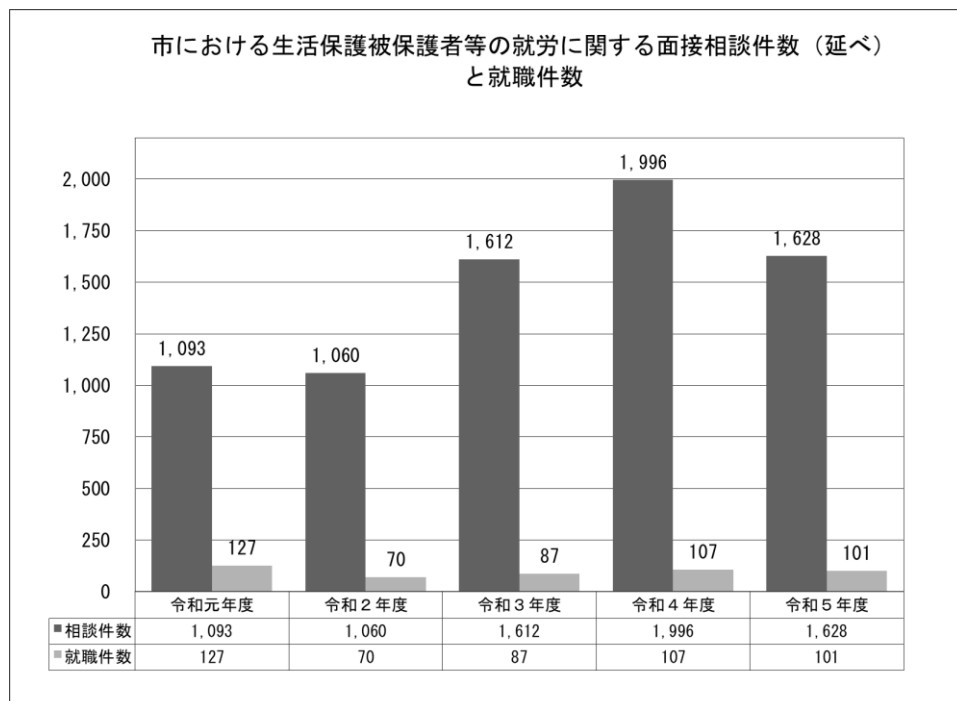
(4) 生活保護措置状況

市における生活保護措置状況を見ると、世帯数・人員共に増加傾向にあり、就労に関する面接相談件数の増減の動きに合わせて、就職件数に変動が見られます。

市における生活保護措置状況

	世帯数	人員	保護率(‰)
令和元年	986	1,182	9.4
令和2年	996	1,198	9.2
令和3年	1,007	1,183	9.1
令和4年	1,021	1,193	9.1
令和5年	1,048	1,227	9.3

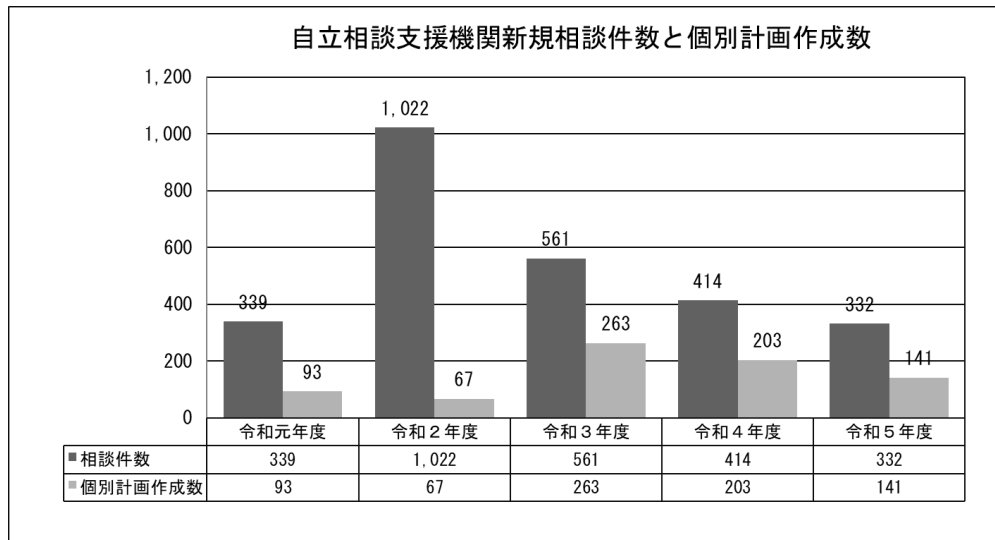
(資料:生活福祉課より 各年3月の状況)



(資料:生活福祉課より 各年度3月31日現在)

(5) 生活困窮者自立支援事業利用者

生活困窮者自立支援事業の新規相談件数は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に増加した一方で、国の方針として個別計画の作成が免除されたことから作成数が減少しました。令和3年度以降は、相談支援における個別計画を作成し、相談に対し約50%で推移しています。



(資料：生活福祉課より 各年度3月31日現在)

(6) 産業別事業所数

市における産業（大分類）別事業所数を見ると、多くの産業において減少傾向となっており、産業分類の多い順に、卸売業・小売業に次いで宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉産業となっています。

市における産業（大分類）別事業所数及び従業員数

産業分類	平成26年（7月1日）		平成28年（6月1日）		令和3年（6月1日）	
	事業所数	従業員数（人）	事業所数	従業員数（人）	事業所数	従業員数（人）
農林漁業	7	55	7	28	7	23
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	259	1,575	240	1,552	222	1,640
製造業	95	1,385	88	1,378	85	1,109
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	2	4
情報通信業	91	1,206	85	1,358	91	1,409
運輸業・郵便業	27	749	23	613	23	479
卸売業・小売業	813	6,876	752	6,724	692	6,430
金融業・保険業	41	641	38	624	37	524
不動産業・物品賃貸業	337	1,483	313	1,388	368	1,559
学術研究・専門・技術サービス業	190	2,579	193	2,378	236	2,676
宿泊業・飲食サービス業	598	5,394	581	5,163	465	4,388
生活関連サービス業・娯楽業	307	1,994	299	1,534	278	1,282
教育・学習支援業	229	3,242	210	2,273	216	3,270
医療・福祉	477	5,669	450	5,358	491	6,153
複合サービス業	13	355	13	358	13	327
サービス業（他に分類されないもの）	172	3,055	158	3,137	161	2,866
公務（他に分類されるものを除く）	18	888	-	-	20	1,284
合計	3,674	37,146	3,450	33,866	3,407	35,423

(資料：平成26年経済センサス基礎調査、平成28年・令和3年経済センサス活動調査)

第3章 基本理念・基本方針

1. 基本理念

本市では、「多様な生き方が可能な、誰もが安心して働けるまちづくり」を念頭に、就労による自己実現や社会参加の実現に向け、市民一人一人が自由に豊かな人生を送るために就労の機会が保障される社会を目指します。

多様な生き方が可能な、誰もが安心して働けるまちづくり

2. 基本方針

基本理念の実現及びSDGs目標項目8「働きがいも経済成長も」の達成を目指し、市は、庁内関係課、就労関係機関及び地域の関係団体との連携をより深め、安定した雇用や収入を得る機会を創出するとともに、働き方改革を推進するために事業者を支援する必要があります。また、誰もが人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、就労支援の面から施策を展開します。そのため市は、市民とともに就労が困難となる様々な要因や不安を理解し、それらの解消を図るための相談対応や啓発活動、雇用機会の創出、多様な働き方の実現に向け、既存事業の活用と新たな事業を導入し、各種の支援に取り組みます。

基本方針1 就労に向けた不安・悩みを解消するために

就労を希望する就労困難者が、必要な情報を必要な時に身近に得ながら活用できるよう、市ホームページの充実に努めます。また、仕事選び、適性、職場での人間関係等、就労に伴う様々な不安や悩みの払拭を図るために、関係機関との連携によるきめ細やかな就労支援に向けた取組を推進します。

基本方針2 就労の場の確保と多様な人材が活躍するために

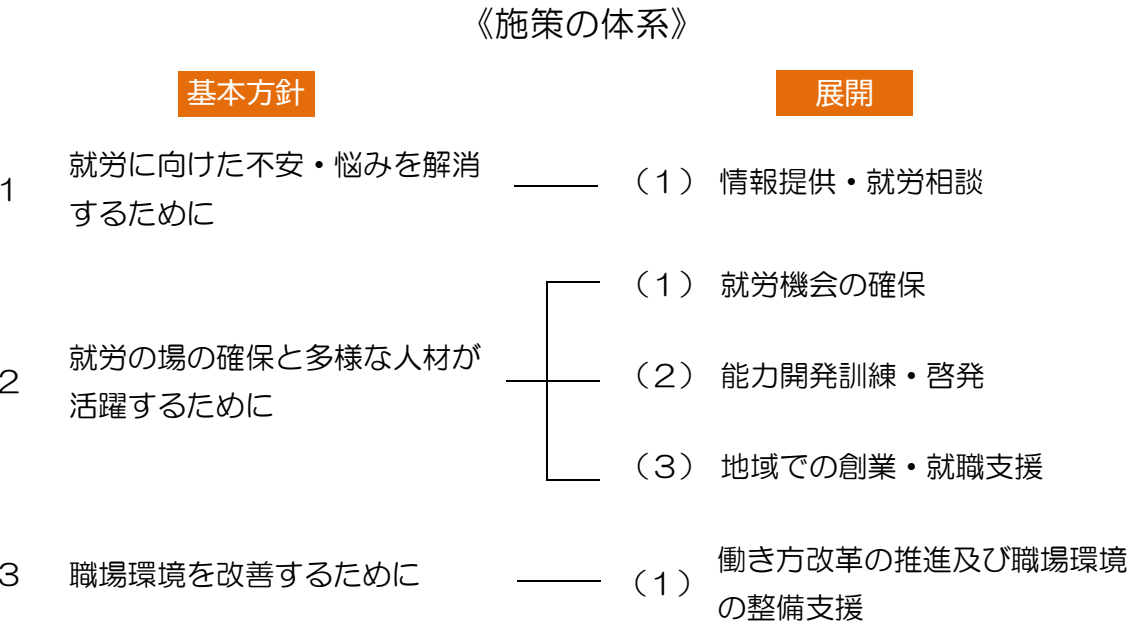
地域の雇用を拡充するために、市内事業者には障害者や高齢者の就労機会の拡大につながるよう、引き続き、就労困難者の雇用について啓発活動を行います。また、多様な人材の就労及び社会参加の促進を目指し、就労機会の拡大や職業訓練の機会の提供に向けた取組の周知を推進します。

基本方針3 職場環境を改善するために

働き方改革は、長時間労働や非正規雇用労働者の処遇改善などにより、多様な働き方への取組や労働参加率の向上に加え、労働者のモチベーションを高め、生産性の向上にもつながります。そのため国や東京都が進める働き方改革に関する様々な取組について事業者や労働者の理解促進に努める必要があります。

3. 施策の体系と取組

就労支援の基本方針に示された考え方を進めるため、施策の体系に基づき、全庁的な連携による取組の展開を図ります。



《基本方針1》 就労に向けた不安・悩みを解消するために

展開(1) 情報提供・就労相談

就労するに当たり、様々な不安や悩みなどを抱えている人に向けて、市をはじめ、ハローワーク、東京しごとセンター多摩及び東京都労働相談情報センターなど就労関係機関・団体の相談窓口や支援施策・制度、技能訓練、関連講座・セミナーなどの必要な情報を適時身近に得て活用できる支援が必要です。市や就労関係機関・団体の取組情報を収集・整理し、市ホームページや市報等に掲載して市民に提供します。

仕事選びにおけるミスマッチや職場の人間関係等、様々な悩みや問題の解消・軽減のためにはよりきめ細かな支援策として相談窓口の充実が必要です。障害者の一般就労に当たっては、技術・技能面と同様に精神面でのサポートが不可欠であり、障害者就労支援センターにおいて生活面も併せ、障害特性を踏まえた専門的な支援を行うコーディネーターが障害者が安心して就労できるよう支援を進めます。

また、生活保護法に基づく被保護者及び要保護者を対象に、就労支援員が就労に関する相談に応じ、就労支援をすることやハローワークその他の機関と連携することにより、被保護者等の就労の促進を図っていきます。

生活困窮の状態にある方々については、生活保護受給者が年々増加するなど、そのセーフティネットの強化が求められています。加えて、経済的困窮やひきこもりなど、様々な要因により社会的支援を必要とする人に対しては、分野を横断した支援において、一般就労に至る前の本人の状況に寄り添い、相互に切れ目なく一体的な取組が必要となっています。そのためには、生活支援をはじめ、就労に向けた意欲喚起や社会参加の機会の提供など、着実なステップアップや、社会的孤立を防ぐための継続した支援を目指します。さらに、生活困窮者自立支援事業における個別支援計画に基づき、関係機関による支援体制と連携した就労準備支援事業や、国分寺市若者支援地域ネットワーク会議における、教育・福祉・保健・医療・更生保護・雇用等の各分野の庁内関係課及び関係機関・団体との連携した取組を進めます。

また、農福連携については、農業者や障害者就労施設及び庁内関係課等と連携し、農業分野のニーズと福祉分野のニーズを満たす仕組みについて研究を進め、取組の充実を図ります。このほか、東京都が支援する就労に困難を抱える人が働く枠組みであるソーシャルファームについて普及啓発に努めます。

《基本方針2》 就労の場の確保と多様な人材が活躍するために

展開（1） 就労機会の確保

ハローワークや東京都、東京しごとセンター多摩等の機関において、就労に向けた支援のほか、就労後の労働問題、キャリア相談など様々な相談窓口が開設され、多くの方に利用されています。自己理解を深め、仕事への適性に沿った職種を選択やニーズに沿った知識・スキルの習得を支援するとともに、求職者の就労をきめ細かく支援するため、各関係機関との共催で若年者や中高齢者等の対象者別に地域の企業を集めた合同面接会や相談会を開催します。また、求人情報の提供・職業紹介及び就労に向けた情報提供について、就労関係機関における取組の周知を図ります。

さらに、庁内の様々な部署において事務事業の見直しによる業務委託等の検討

を行うとともに、会員拡大に向けた周知への協力を行うなど、シルバー人材センターへの事業支援を進め、蓄積された技術力・経験をいかした地域活動への参加を促します。市における障害者雇用率を遵守し、障害者の計画的な雇用を図るとともに、障害者雇用においては、事業者への啓発を通じて、理解と協力を図るとともに、「国分寺市障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、庁内における障害者就労施設等からの優先的な物品、役務等の調達の推進を図り、就労機会の確保に努めます。多様な人材を確保するため、幅広い世代に向けた市職員採用試験の方法等を検討し、実施します。子育て中の保護者への支援については、様々な支援事業を含めた保育環境の整備を行うことで待機児童を解消し、働きやすい環境づくりを推進していきます。

展開（２）能力開発訓練・啓発

多様な人材の活躍に向けて、東京しごとセンター多摩では、専門のキャリアカウンセラーによる個々の状況に応じた仕事選びの相談支援や自己の適性診断の実施など、きめ細かなサービスを提供しています。本市の就労支援の推進に向けて、東京しごとセンター多摩との連携により、対象者別の就労支援セミナーを開催します。併せて、結婚や出産、介護等の理由で離職した女性が、就労に対して感じる不安を軽減し、再就職を支援する講座を実施します。

さらに、職業能力の向上に取り組むひとり親家庭の保護者を対象とした自立支援給付金事業や高等職業訓練促進給付金制度の活用のほか、東京都立多摩職業能力開発センターが実施する職業能力訓練制度について、特に人手不足分野である医療・福祉・建設等の分野における情報提供を行います。また、障害者就労支援センターが実施する就労訓練の場として市役所の活用を図るとともに、訓練の場として一般事業所の利用についても事業者の理解と協力が得られるよう取り組みます。

展開（３）地域での創業・就職支援

職場と住まいが近接する働き方を希望する方が増える傾向にあり、地域での創業や雇用の創出が必要となっています。市では、創業を予定している方などに対して、創業個別相談会やセミナーなどを実施して創業を支援します。併せて、地域での雇用創出に向けて、人手不足分野である医療・福祉・建設等の分野におけるハローワークの「しごと現地面接会」について周知啓発を進めます。

また、商工業団体と連携して地域経済の活性化を進め雇用創出を図るとともに、就労困難者の雇用等の推進に向けて、事業者への啓発を推進します。

職業観・勤労観の育成と仕事のミスマッチを防ぐため、中学生の職場体験、大学生の就業体験としてのインターンシップ等の活用に向けて事業者へ周知を図ります。

〈基本方針3〉 職場環境を改善するために

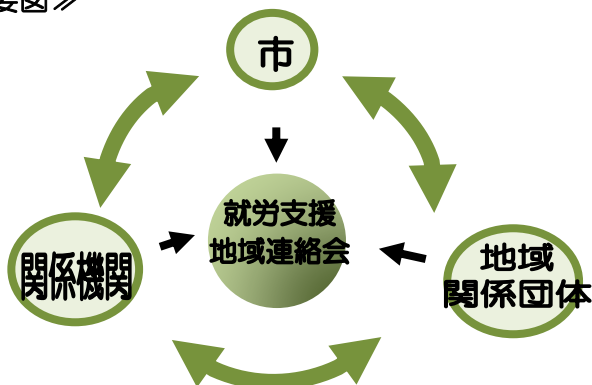
展開（１） 働き方改革の推進及び職場環境の整備支援

労働時間の短縮など労働環境の整備、雇用形態又は就労形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保、多様な就労形態の普及及び雇用・就労形態の改善に向けた取組が必要となっています。また、男女雇用平等の推進や高齢者等の労働参加に関する課題、中小企業における人材不足など様々な問題が存在します。

働き方改革は、こうした問題を解決することにより、多様な働き方への取組や労働参加率の向上に加え、労働者のモチベーションを高め、生産性の向上にもつながります。このため、事業者を対象とした働き方改革に関する個別相談会を実施し、事業者の生産性の向上を図ります。また、市内事業者を対象に就労が困難となる様々な要因を解消するために、労働法規の遵守や従業員の就労意欲の向上、多様性のある誰もが働きやすい環境づくりなどの職場環境の改善をテーマに労働セミナーを実施して啓発に努めます。さらに、介護や育児、病気治療と仕事の両立などをテーマとしたセミナーの実施について検討します。また、就労を進める上で事業者の協力は不可欠であるため、特に商工団体との連携強化を図ります。

4. 庁内・地域連携

〈国分寺市就労支援地域連絡会概要図〉



【目的】 庁内及び関係機関・地域関係団体との雇用・就労に関する情報交換、交流と啓発を進めるとともに、地域雇用創出に向けた各種の支援施策への協力と連携を図ります。

【機能】 ①市及び関係機関、地域関係団体との雇用・就労情報の交換と交流

②商工団体、事業者等への就労困難者に対する理解と啓発

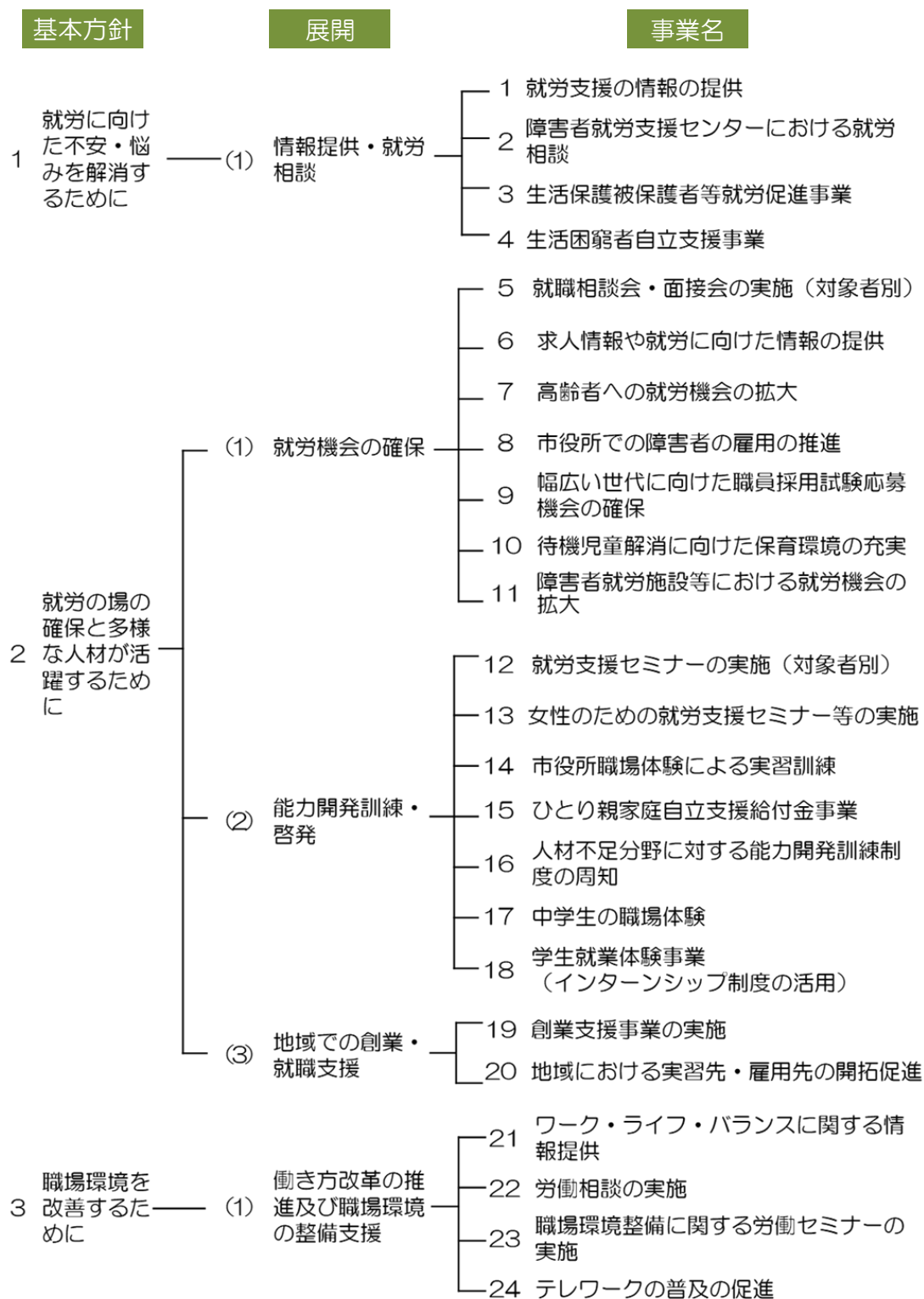
③地域雇用創出に向けた施策の意見交換

【構成】 東京しごとセンター多摩、ハローワーク立川 多摩信用金庫、国分寺市社会福祉協議会、国分寺市商工会、国分寺市シルバー人材センター、国分寺市障害者就労支援センター、東京都労働相談情報センター多摩事務所、国分寺市市民生活部経済課

5. 施策の全体体系図

基本理念に則った体系図に沿って、基本方針に基づく施策の展開に位置付けられた事業について、全庁的な取組を進めます。

《全体体系図》



第4章 就労支援施策

基本方針1 就労に向けた不安・悩みを解消するために

展開(1) 情報提供・就労相談

事業番号	1	所管課	経済課		
事業名	就労支援の情報の提供	対象者	全対象者		
内容	市ホームページにおいて、国・都をはじめ、市や関係機関における就労支援の情報を集約し、利用しやすく整理することで、オンラインによる情報提供の強化を図ります。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
市ホームページにおける就労支援ページへのアクセス数	5,665件	5,700件	5,700件	5,800件	5,800件

事業番号	2	所管課	障害福祉課		
事業名	障害者就労支援センターにおける就労相談	対象者	障害者		
内容	市障害者就労支援センターでは、障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に行っていきます。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
登録者数	310人	320人	325人	330人	335人
一般就労者数	30人	32人	33人	34人	35人
定着支援対象者数	197人	203人	206人	209人	212人

事業番号	3	所管課	生活福祉課			
事業名	生活保護被保護者等就労促進事業	対象者	生活保護法に基づく保護の被保護者及び要保護者			
内容	生活保護法に基づく保護の被保護者及び要保護者を対象に、就労支援員が就労に関する相談に応じ、就労支援を行うことや、ハローワークその他の機関と連携することにより、被保護者等の就労の促進を図っていきます。					
評価指標						
指標名	実績	目標				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
就労に係る相談延べ件数	1,628件	1,630件	1,630件	1,640件	1,640件	
就職件数	101件	103件	105件	108件	110件	

事業番号	4	所管課	生活福祉課		
事業名	生活困窮者自立支援事業	対象者	経済的に困窮している者		
内容	生活保護に至る前の生活困窮者に対して、相談者ごとに作成する個別支援計画に基づき、相談支援、就労支援、住居確保給付金支給、就労準備支援事業、家計改善支援事業等を実施します。人や社会との関わりに不安を抱え、様々な理由により就労が困難な状況や、一般就労に距離があるなどの個別の支援ニーズに応じて、生活支援を含めた段階的な就労支援を行うことで、相談者の状況に寄り添いながら自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施します。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
自立相談支援機関 新規相談件数	332件	410件	420件	430件	440件
自立相談支援機関 相談延べ件数	7,946件	7,650件	7,650件	7,660件	7,660件
個別支援計画作成 数	141件	160件	160件	165件	165件

基本方針2 就労の場の確保と多様な人材が活躍するために

展開(1) 就労機会の確保

事業番号	5	所管課	経済課		
事業名	就職相談会・面接会の実施（対象者別）	対象者	全対象者		
内容	求職者の就労に向けてきめ細やかに支援するため、若年者や中高齢者等の対象年代別にハローワーク立川や東京しごとセンター多摩と連携して相談会・面接会を開催します。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
開催回数	7回	7回	7回	7回	7回
参加者数	350人	350人	350人	360人	360人
採用者数	19人	20人	20人	21人	21人

事業番号	6	所管課	経済課		
事業名	求人情報や就労に向けた情報の提供	対象者	全対象者		
内容	市ホームページにおいて、厚生労働省のハローワークインターネットサービスによる求人情報の提供を周知し、併せて国・都における多様なニーズに沿った専門的な職業（就職）相談、キャリアカウンセリングをはじめとする求職者への支援情報や、市・関係機関の就労に向けた情報を集約し、オンラインによる情報提供の強化を図ります。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
市ホームページにおける就労支援ページへのアクセス数（事業番号1の指標に同じ）	5,665件	5,700件	5,700件	5,800件	5,800件

事業番号	7	所管課	地域共生推進課		
事業名	高齢者への就労機会の拡大	対象者	高齢者		
内容	高齢者の就労機会の提供・確保に重要な役割を果たしているシルバー人材センターへの財政的支援を継続するとともに、シルバー人材センターへの業務委託の推進を図ります。これらにより高年齢者の技術・経験をいかした地域活動への参加を促進します。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シルバー人材センターの会員数	702人	760人	780人	790人	800人
シルバー人材センターの業務委託受注件数	4,959件	5,260件	5,320件	5,380件	5,440件
シルバー人材センター会員の就業率	73.9%	80%	81%	82%	83%

事業番号	8	所管課	職員課		
事業名	市役所での障害者の雇用の推進	対象者	障害者		
内容	障害者雇用率を遵守し、障害者の計画的な雇用を図っていきます。障害者雇用推進のために、市が率先して障害者の雇用・就労の機会確保の検討を進めていきます。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
障害者雇用率	2.71%	2.8%以上	2.8%以上	3%以上	3%以上

事業番号	9	所管課	職員課		
事業名	幅広い世代に向けた職員採用試験応募機会の確保	対象者	職員採用試験応募者		
内容	多様な人材を確保するため、幅広い世代に向けた市職員採用試験の方法等を検討し、実施します。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
一般事務応募者の人数（30歳未満）	417	450	460	470	480
一般事務応募者の人数（30歳以上）	134	150	160	170	180

事業番号	10	所管課	子ども若者計画課		
事業名	待機児童解消に向けた保育環境の充実	対象者	子育て中の保護者		
内容	様々な支援事業を含めた保育環境の充実を図ることで待機児童を解消し、働く意欲のある子育て中の保護者が就労しやすい環境づくりを進めます。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
保育施設の待機児童数	38人	11人	0人	0人	0人
保育施設の利用定員数	3,756人	3,692人	3,692人	3,692人	3,692人

事業番号	11	所管課	障害福祉課		
事業名	障害者就労施設等における就労機会の拡大	対象者	障害者		
内容	「国分寺市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労施設等からの優先的な物品、役務等の調達の推進を図っていきます。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
調達実績金額	5,969万円	6,050万円	6,100万円	6,150万円	6,200万円

展開（2） 能力開発訓練・啓発

事業番号	12	所管課	経済課		
事業名	就労支援セミナーの実施（対象者別）	対象者	全対象者		
内容	東京しごとセンター多摩等と連携して、若年者及び中高齢者など対象者別の就労支援セミナーを実施します。就労希望者の多様なニーズに沿って、交流を通じた企業の最新情報や就労に役立つ知識・スキルを習得する取組や、自己理解を深め、着実な能力の向上に向けたセミナーを開催します。また、セミナー実施後には個別相談会を実施するなど、就労に向けた取組を進めます。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
共催セミナー開催回数	5回	5回	5回	5回	5回
参加延べ人数	171人	175人	175人	180人	180人

事業番号	13	所管課	人権平和課		
事業名	女性のための就労支援セミナー等の実施	対象者	女性		
内容	結婚や出産、介護等の理由で離職した女性が、就労ブランクや家事・育児との両立など、就労に対して感じる不安を軽減するための再就職を支援する講座を実施します。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
講座の開催回数	2回	2回	2回	2回	2回
講座満足度	95%以上	85%以上	85%以上	90%以上	90%以上

事業番号	14	所管課	障害福祉課		
事業名	市役所職場体験による実習訓練	対象者	障害者		
内容	障害のある人の職業生活上必要な準備を整える訓練の一環として、市役所内で職場体験実習を実施します。就労に向けた実習訓練として、市役所業務に係る一部の仕事を体験する機会を提供します。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実習回数	5回	5回	5回	5回	5回
実習参加人数	15人	15人	15人	15人	15人

事業番号	15	所管課	生活福祉課		
事業名	ひとり親家庭自立支援給付金事業	対象者	ひとり親家庭の保護者		
内容	能力開発に取り組むひとり親家庭の保護者を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の制度の周知を行い、この制度を積極的に活用してもらうよう進めていきます。この制度を活用することにより、ひとり親家庭の保護者の能力開発や職業訓練が進められ、就労に役立てることになります。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
支給人数	5人	6人	7人	8人	9人
就職者数	2人	2人	2人	3人	3人

事業番号	16	所管課	経済課		
事業名	人材不足分野に対する能力開発訓練制度の周知	対象者	全対象者		
内容	人材不足分野である介護職・建設業等に求職やキャリアアップを希望している方に対し、東京都立多摩職業能力開発センターが実施する職業訓練制度を周知します。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
職業訓練の市民受講者数	14人	14人	14人	15人	15人

事業番号	17	所管課	学校指導課		
事業名	中学生の職場体験	対象者	中学生		
内容	将来の職業観・勤労観の醸成や就労への意欲を高めるため、中学生の職場体験を実施します。市内の事業者には、将来社会人となる中学生が職場体験をすることの重要性について、啓発活動を行いながら協力をいただき、職場体験先としての受け皿づくりを進めていきます。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
参加人数	1学年又は2学年生徒全員(742人)	1学年又は2学年生徒全員	1学年又は2学年生徒全員	1学年又は2学年生徒全員	1学年又は2学年生徒全員

事業番号	18	所管課	職員課		
事業名	学生就業体験事業 (インターンシップ制度の活用)	対象者	大学生		
内容	将来の職業観・勤労観の醸成や職業意識を高めていくため、学生のインターンシップ受入れを実施します。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
インターンシップ受入れ人数	15人	15人	15人	16人	16人

展開（３） 地域での創業・就職支援

事業番号	19	所管課	経済課		
事業名	創業支援事業の実施	対象者	創業を予定又は創業後間もない方		
内容	創業を予定している方や創業後間もない方を対象としたセミナーや創業塾、個別相談会を実施します。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
支援者数	216人	220人	220人	225人	225人
創業支援を受けた創業者数	66人	68人	68人	70人	70人

事業番号	20	所管課	障害福祉課		
事業名	地域における実習先・雇用先の開拓促進	対象者	事業者・地域		
内容	国分寺市障害者就労支援センターにおいて、障害者雇用に取り組む事業者への継続的な支援や新たな障害者雇用職場の開拓に向けた事業者訪問等を行います。また、地域イベントへの参加など、顔の見える関係性を構築し、障害への理解促進を図ることで、障害者雇用の啓発、実習先の開拓などにつなげていきます。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
事業者訪問延べ件数	—	220件	223件	226件	229件

基本方針3 職場環境を改善するために

展開(1) 働き方改革の推進及び職場環境の整備支援

事業番号	2 1	所管課	人権平和課		
事業名	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	対象者	全対象者・事業者		
内容	市民や事業者に対し、市報・市ホームページ・情報誌等による情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスへの理解促進に努めます。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
市報・市ホームページ・情報誌等による情報提供回数	12回	12回	12回	12回	12回

事業番号	22	所管課	経済課		
事業名	労働相談の実施	対象者	市民・事業者		
内容	東京都労働相談情報センターと連携し、労働問題全般にわたる相談について、都の派遣する相談員による専用端末を用いた遠隔労働相談を実施します。併せて、東京都労働相談情報センターとの共催により、多様な働き方に係る労働セミナーや相談会などを実施します。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
市報・市ホームページ・情報誌等による情報提供回数	12回	12回	12回	12回	12回
労働相談関連事業参加者数	457人	465人	465人	475人	475人

事業番号	23	所管課	経済課		
事業名	職場環境整備に関する労働セミナーの実施	対象者	事業者・労働者		
内容	東京都労働相談情報センターとの共催で、職場環境の整備に向けた啓発のため、事業主等に対する働き方改革等の労働セミナーを実施します。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
労働セミナーの開催回数	10回	10回	10回	10回	10回
セミナー参加者延べ人数	457人	460人	460人	470人	470人

事業番号	24	所管課	経済課		
事業名	テレワークの普及の促進	対象者	全対象者・事業者		
内容	東京テレワーク推進センターと連携し、テレワークの導入・運用に取り組んでいる事業者における人材確保のための就職面接会やテレワーク就業セミナーなどの周知を図ります。また、事業者に対し、介護や子育てなど個々の事情に応じた働き方の仕組みづくりとして、テレワークの普及に向けた情報提供を行います。				
評価指標					
指標名	実績	目標			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
関連イベントの情報提供回数	13回	13回	13回	14回	14回

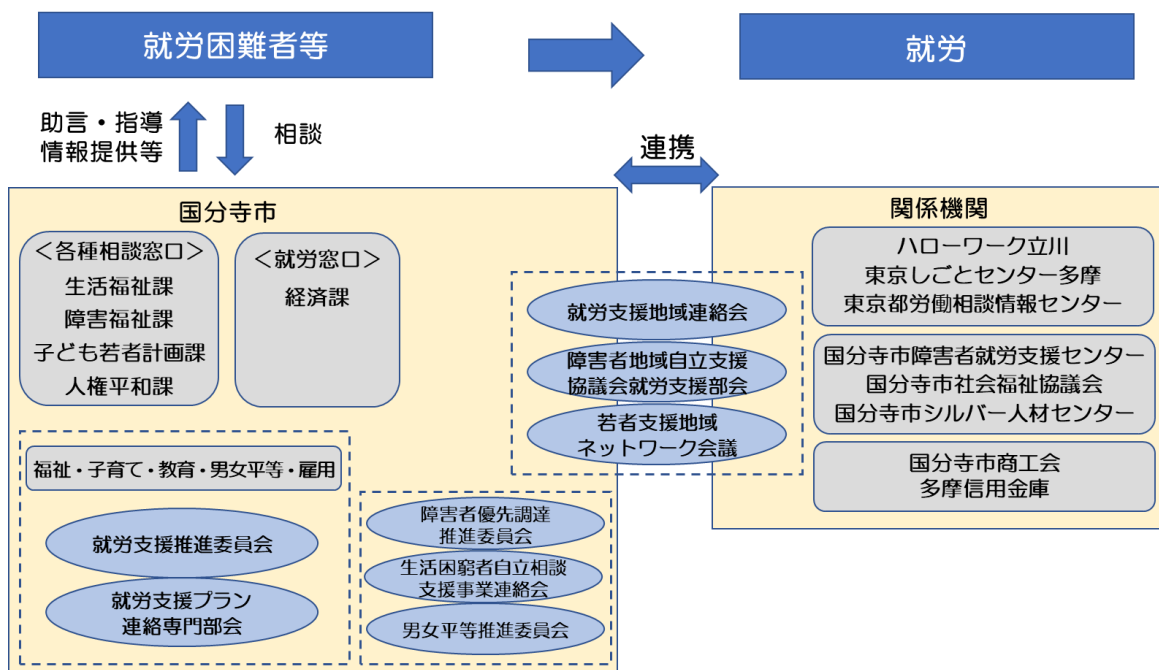
第5章 推進体制

1. プランの推進体制

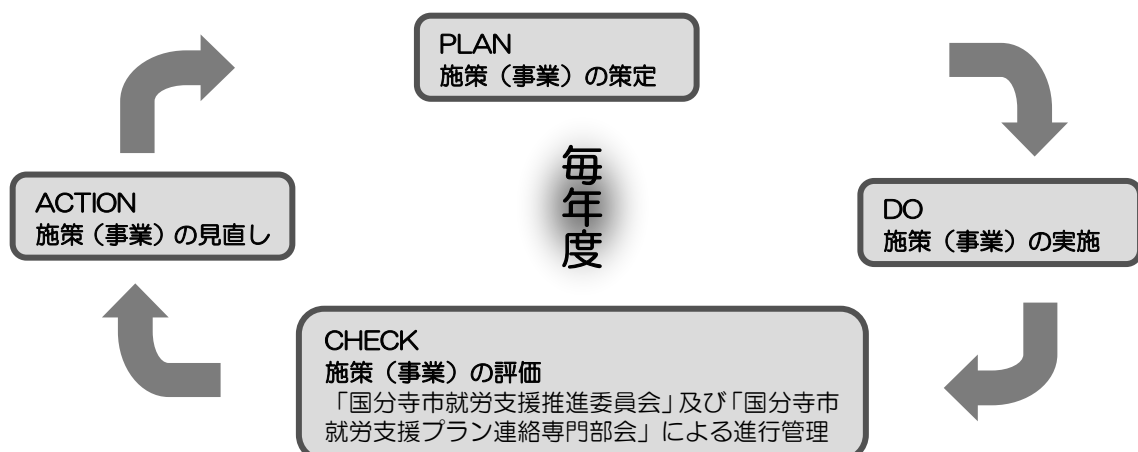
本プランを着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことのできる進行管理体制を確立することが必要です。

そのため、庁内に「国分寺市就労支援推進委員会」及びその下部組織として「国分寺市就労支援プラン連絡専門部会」を設置し、毎年度本プランに盛り込まれた事業の進捗状況等について確認・管理をしていきます。

就労支援の推進体制



事業進捗状況の評価



資料編

1. 庁内・地域連携

市の「就労支援の方針」を具現化するため、労働・福祉・教育など各分野との連携、さらに市、関係機関、地域の関係団体が相互に情報交換及び交流を進めることが重要です。

このことから、以下の会議体において連携・協力して各事業を推進します。

組織	就労支援地域連絡会	所管課	経済課
内容	地域雇用創出に向けた情報交換、就労支援事業を進めるため、就労支援地域連絡会を開催します。関係機関・団体との意見・情報交換、連携のほか、地域雇用の創出を目的とした事業、その他就労支援に関する事業の推進について意見交換を行います。		

組織	就労支援推進委員会	所管課	経済課
内容	就労支援プランに基づく事業の推進や調整を図るため、副市長及び庁内所管部長により構成する就労支援推進委員会を開催します。これにより、庁内関係部署による調整や情報の共有化を図ります。		

組織	就労支援プラン連絡専門部会	所管課	経済課
内容	庁内関係部署間の情報交換や調整を図り、就労支援策を効率的・効果的に推進するため、就労支援プラン連絡専門部会を開催します。これにより、庁内関係部署による情報の共有化、就労困難者支援の迅速な対応を図ります。		

組織	障害者地域自立支援協議会就労支援部会	所管課	障害福祉課
内容	福祉、労働、教育等の関係機関等の関係者が参加し、地域の就労支援に関する課題等について協議、検討を行い、地域の就労支援ネットワークの構築などに取り組みます。		

組織	若者支援地域ネットワーク会議	所管課	子ども若者計画課
内容	子ども・若者育成支援推進法に基づき、庁内の関係部署、各種行政機関及び地域で活動する団体等でネットワークを構築し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援していきます。		

組織	生活困窮者自立相談支援事業連絡会	所管課	生活福祉課
内容	国分寺市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱第15条第3項に基づき、自立相談支援事業の実施に係る連絡調整、法に基づき実施する事業に関すること、生活困窮者に係る情報共有及び連絡調整、その他生活困窮者の支援を効果的に実施するために必要な事項に関することについて協議します。		

組織	障害者優先調達推進委員会	所管課	障害福祉課
内容	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、国分寺市障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の策定に関し、必要な事項を検討します。		

組織	男女平等推進委員会	所管課	人権平和課
内容	国分寺市男女平等推進条例第25条に基づき、市の男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の諮問に応じ、男女平等推進施策に係る重要事項や男女平等推進行動計画の進捗状況に関することについて調査審議し、答申します。		

2. 策定の経過

日 程	内 容	主な案件等
令和6年7月17日	第1回就労支援プラン見直し検討委員会開催	国分寺市の雇用・就労の現状と課題について
令和6年8月29日	第2回就労支援プラン見直し検討委員会開催	目指すべき方向性と対応策について
令和6年10月4日	第3回就労支援プラン見直し検討委員会開催	国分寺市就労支援プラン全体体系図（案）等について
令和6年10月9日	就労支援推進委員会	国分寺市就労支援プラン全体体系図（案）等の報告
令和6年11月1日	第4回就労支援プラン見直し検討委員会開催	第三次国分寺市就労支援プラン（案）について
令和6年12月19日 ～令和7年1月20日	パブリック・コメント実施	
令和6年12月20日	市民説明会開催	第三次国分寺市就労支援プラン（案）について
令和7年2月5日	第5回就労支援プラン見直し検討委員会開催	パブリック・コメント等を踏まえた修正、「第三次国分寺市就労支援プラン（案）」について

3. 国分寺市就労支援プラン見直し検討委員会

○国分寺市就労支援プラン見直し検討委員会設置要綱

令和6年3月28日
要綱第7号

(設置)

第1条 第二次国分寺市就労支援プラン（令和3年2月策定。以下「就労支援プラン」という。）の見直しについて意見交換等を行うため、国分寺市就労支援プラン見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 就労支援プランの見直しに関する事項
- (2) その他市の就労支援に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員16人以内をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募により選出された市民 2人以内
- (2) 東京しごとセンター多摩の代表者 1人以内
- (3) ハローワーク立川の代表者 1人以内
- (4) 社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会の代表者 1人以内
- (5) 国分寺市障害者就労支援センター運営要綱（平成21年要綱第16号）に規定する国分寺市障害者就労支援センターの代表者 1人以内
- (6) 国分寺市商工会の代表者 1人以内
- (7) 公益社団法人国分寺市シルバー人材センターの代表者 1人以内
- (8) 多摩信用金庫の代表者 1人以内
- (9) 東京都労働相談情報センター多摩事務所の代表者 1人以内
- (10) 市の職員 6人以内

(謝礼)

第4条 市長は、前条第2号から第9号までに掲げる委員に対し、謝礼を支払うものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和7年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員（会長及び副会長を除く。）は、委員会の会議に出席できないときは、当該委員の所属する団体等の職員を代理者として出席させることができる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出

席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第9条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容が、国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）第9条（実施機関の公開義務）各号に定める事項に該当するおそれがあると認められる場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（守秘義務）

第10条 委員会の委員（第7条第2項に規定する代理者を含む。）及び第8条の規定により委員会の会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第11条 委員会の庶務は、市民生活部経済課において処理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

4. 国分寺市就労支援推進委員会

○国分寺市就労支援推進委員会設置規程

平成20年7月16日
訓令第18号

(設置)

第1条 第二次国分寺市就労支援プラン（令和3年2月策定。以下「就労支援プラン」という。）に基づく事業の推進を図るため、国分寺市就労支援推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（平成22年訓令第14号・平成27年訓令第13号・令和4年訓令第16号・一部改正）

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 就労支援プランに基づく事業の推進に関すること。
- (2) 就労支援プランに基づく事業の調整に関すること。
- (3) その他就労支援の推進に関すること。

（平成22年訓令第14号・平成27年訓令第13号・一部改正）

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 健康部長
- (6) 福祉部長
- (7) 子ども家庭部長
- (8) 教育部長

（平成26年訓令第16号・平成29年訓令第16号・平成30年訓令第11号・一部改正）

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は市民生活部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(専門部会の設置)

第6条 委員会に国分寺市就労支援プラン連絡専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

- 2 専門部会は、委員会が指定する事項について調査検討し、その結果を委員会に報告する。

（平成22年訓令第14号・追加、平成27年訓令第13号・一部改正）

(専門部会の組織)

第7条 専門部会は、9人以内の職員（以下「部会員」という。）をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

（平成22年訓令第14号・追加、平成29年訓令第16号・一部改正）

(部会長及び副部会長)

第8条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員長が部会員の中から指名する。

2 部会長は、専門部会を代表し、専門部会の会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平成22年訓令第14号・追加）

(専門部会の会議)

第9条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長は、会議の議長となる。

（平成22年訓令第14号・追加）

(意見の聴取等)

第10条 委員会及び専門部会（以下「委員会等」という。）は、委員会等の運営上必要があると認めるときは、委員及び部会員（以下「委員等」という。）以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員等以外の者から資料の提出を求めることができる。

（平成22年訓令第14号・旧第6条線下・一部改正）

(庶務)

第11条 委員会等の庶務は、市民生活部経済課において処理する。

（平成22年訓令第14号・旧第7条線下・一部改正）

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか委員会等の運営について必要な事項は、別に定める。

（平成22年訓令第14号・旧第8条線下・一部改正）

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成22年訓令第14号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年訓令第16号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第13号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令第16号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年訓令第11号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年訓令第16号）

この訓令は、公表の日から施行する。

第三次国分寺市就労支援プラン

発 行 令和7年（2025年）3月

発行者 国分寺市

編 集 国分寺市市民生活部経済課